

入札監理小委員会
第375回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第375回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年9月4日（金）14:21～15:39

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○情報システムの運用及び管理業務（（独）酒類総合研究所）

○情報処理システム運用管理業務（（国）港湾空港技術研究所）

2. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、関根副主査、宮崎専門委員、早津専門委員、大山専門委員、
小尾専門委員

（（独）酒類総合研究所）

研究企画知財部門 山岡部門長
総務課会計係 大野係長、中島主任

（（国）港湾空港技術研究所）

企画管理部業務課 永松課長補佐
企画管理部企画課 進課長補佐
企画管理部総務課 松瀬課長補佐

（事務局）

新田参事官、澤井参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第375回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、

①独立行政法人酒類総合研究所の「情報システムの運用及び管理業務」の実施要項（案）

②国立研究開発法人港湾空港技術研究所の「情報処理システム運用管理業務」の実施要項（案）

の審議を行います。

最初に、独立行政法人酒類総合研究所の「情報システムの運用及び管理業務」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人酒類総合研究所研究企画知財部門、山岡部門長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山岡部門長 酒類総合研究所の山岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の折「情報システムの運用及び管理業務」について、審議の機会を設けていただきましてまことにありがとうございます。まずは、酒類総合研究所について御説明させていただきます。

当所は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする財務省所管の独立行政法人でございます。中期目標管理法ではございますが、研究調査も行っている独立行政法人であることをお伝えさせていただきます。当研究所では、酒類及び酒類業に関する研究調査のほか、酒類の分析鑑定、酒類の品質評価、成果の普及、情報の収集・整理及び提供、講習など、さまざまな業務を実施しております。

それでは、実施要項について御説明させていただきます。資料には右下に通し番号を振ってございますので、ページ数についてはそちらを参照していただきますようお願いいたします。

3 ページ目の「1 趣旨」についてでございます。競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の趣旨でございます透明かつ公正な競争のもとで、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すという考えのもとに、情報システムの運用及び管理業務について、公共サービス改革基本方針に従いまして本実施要項（案）を作成しております。

「2 情報システムの運用及び管理業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項」についてでございますが、当研究所においては所内ネットワークを構築しておりますが、このネットワーク上では電子メール、ファイルサーバー、当研究所会計システム及び旅費システム等、種々のシステムが稼働しております。また、ネットワークに接続していない機器につきましても酒類の分析・解析業務等のため、日々さまざまなシステムが稼働している状況でございます。今回、対象となる公共サービスの内容は、これ

らシステムの運用管理及びヘルプデスク作業の請負業務となります。

次に、規模及び機器の構成についてでございます。情報システムは職員約45名、非常勤職員約35名、研究生約20名の合計約100名が利用しております。機器の構成といたしましては、サーバーが約20台、クライアントパソコンが約160台、複合機が16台、ネットワークに未接続の研究用等に使用するパソコンが約200台となっておりますが、ネットワークに未接続のパソコンの多くは分析装置の制御用パソコンでございます。また、当初は研究機関のため、機器、OS及びアプリケーションソフトとしてはさまざまなものを使用しております。

5 ページに移りまして「(ロ) 運用及び管理業務の内容」についてでございます。まず「A 運用管理手順書の作成」についてでございますが、仕様書の内容に基づき、業務手順等を記載した運用管理手順書を作成していただきます。これにつきましては業務開始前までに作成した上で、研究所担当者の了承を得ていただきます。また、業務手順等に変更が生じた場合には、速やかに運用管理手順書を修正していただき、改めて研究所担当者の了承を得ていただきます。

「B 対象機器の管理」。Bの中の特に障害対応につきましては、さまざまな機器等を管理している関係上、障害もまたさまざまな内容のものとなります。本件作業要員には、まず障害の切り分け、一次対応をしていただきます。これ以外では、保守業者等からの復旧に係る見積書の徴取、復旧作業の日程調整等も行っております。

「C 日次作業」についてでございます。日々、情報処理室内のサーバー室に設置してあるサーバーについてヘルスチェックを実施していただき、状況を記録していただきます。

「D IPアドレスの管理」についてでございますが、記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

「E ヘルプデスク」。職員からのパソコン等の操作方法の質問、また、障害に係る質疑についても対応していただくとともに、場合によっては障害対応事務として、対応をいただくこともあります。

「F Web 管理」についてですが、職員からの依頼に応じて研究所ホームページのコンテンツの更新、コンテンツの数量調査のほか、メールマガジンの配信等の業務を行っていただきます。

最後に「G CIO補佐官支援業務」についてでございます。CIO補佐官より依頼があった場合、またはみずからが必要だと判断した場合には、新システムの導入提案等を行っていただきます。また、CIO補佐官に対して技術的な助言等も行っております。

「(2) 確保されるべき対象公共サービスの質」についてでございますが、当研究所においては、サービスの継続的な品質向上を図るため、サービスレベルアグリーメントを締結することとしております。これについては、システムの安定運用及びヘルプデスク利用者に対するサービスの向上を目的として、サービスの指標を設けております。

これにつきましては、6 ページに記載のとおり「(ハ) ヘルプデスク当日回答率」、「(ニ) システム運用」の「A サービス稼働率」「B 定期バックアップ率」でございます。ま

た、サービスレベルアグリーメントを締結している達成目標についてはもちろん、締結していない達成目標についても、目標が達成できなかった場合には7ページの「ニ 達成目標に係る是正措置」で指摘しておりますとおり、十分な改善策が提示されるまでは契約金額の支払いを行わないこととしております。それぞれの達成目標については、過去の市場化テストの事例に倣いまして設定させていただいております。

「(3) 契約金額の支払いに関する事項」及び「3 実施期間に関する事項」については、記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

8ページの「4 入札参加資格に関する事項」についてでございますが、まず(4)の全省庁統一の競争参加資格について、従前は等級をA、Bと設定しておりましたが、参加資格の要件緩和を図るため、これをCまで拡充しております。また(9)の作業要員に求める実績については、作業要員は常勤1名と、月に1日以上来所していただくバックアップ要員1名を設けることとしておりまして、両者に(9)に掲げる実績を求めさせていただいております。その他の入札参加資格に関する事項については、記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

9ページ「5 入札に参加する者の募集に関する事項」についてでございます。「(1) スケジュール」については記載のとおりでございます。当委員会で御承認いただきましたら、入札公告を11月中旬に行い、1月下旬には落札予定者の決定、その後、暴力団排除に関する確認を行った上で、2月初旬までには落札者を決定し、約2カ月間を引き継ぎ期間として当てたいと考えております。

「(2) 入札書類」については、記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

10ページ「6 情報システムの運用及び管理業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項」についてでございます。まず「(2) 落札者の決定」については、最低価格落札方式とする予定です。ただし、当研究所が求めています要求項目については、別紙6の履行証明書という形で、仕様書に対する実施内容について記載いただく予定としております。

「7 情報システムの運用及び管理業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」。25ページ、別紙3をごらんください。従来の実施に要した経費、人員、施設及び設備、目標達成の程度、実施方法を開示させていただいております。順に説明させていただきます。まず「1 従来の実施に要した経費」は、平成25年度は約1,273万円、平成26年度は1,340万円、平成27年度が1,053万円となっております。平成27年度に金額が下がっております理由ですが、当研究所においては、当然のことながら入札により請負者を決定しております。平成25年度、平成26年度は入札参加者が1者しかいませんでしたが、平成27年度は入札参加者が2者となったことから、競争原理が働いたためと認識しております。

「2 従来の実施に要した人員」についてでございます。26ページに記載のとおり、業

務の繁閑の状況とその対応について、平成25年度と平成26年度については不明としております。これは平成26年度までは業務報告書という形で、その日、どういった業務を実施したか、また、障害発生等の有無について、日々請負者に報告していただいておりますが、業務報告書の様式に所要時間及び件数について記載する欄がなかったことによるものでございます。平成27年度より業務報告書に合わせまして、業務日誌を日々提出していただき、日々の作業区分ごとの所要時間、作業件数を把握するように変更しております。

27ページの「3 従来の実施に要した施設及び設備」についてでございますが、記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

「4 従来の実施における目標の達成の程度」についてでございます。こちらについては、これまで実際に計測しておりませんでしたので、データでお示しすることができないのですが、ヘルプデスク満足度調査に係る目標以外については、仕様に抵触する障害等は発生しておりません。

28ページの「5 従来の実施方法等」については、記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

11ページに戻っていただきまして「8 情報システムの運用及び管理業務の請負者に使用させることができる財産に関する事項」の「(1) 研究所の財産の使用」に記載のとおり、作業場所として研究所建物内にある情報処理室を使用していただきます。基幹サーバーも情報処理室内のサーバー室に設置しております。その他物品として運用管理作業に必要な端末、複合機、電話等は無償貸与いたします。

項番9から12までは、契約や公共サービスの実施に当たり必要なさまざまなことを記載してございますが、全て記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、私からの説明を終わらせていただきます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○大山専門委員 もしわかれば教えていただきたいのですが、常駐している方は同じ人だと伺っているのですけれども、その確認と、もし問題がなければ年齢はどれぐらいの方か、若い人か、それとも結構年配の方か、その辺を教えてくださいませんか。

○山岡部門長 常駐しているのは同じ人間になります。

○大山専門委員 いただいている資料だと、5年以上はと見えているのだけれども、ずっと同じ方でよろしいですか。

○山岡部門長 はい。

○大山専門委員 わかっているのは、平成19年4月から平成28年3月まで、まだ1年先だけれどもというふうに。

○山岡部門長 はい。年齢は40ぐらい。

○大山専門委員 現在が40代ですか。

○山岡部門長 45ぐらいでしょうか。

○大山専門委員 そうですか。それで、結構金額的には厳しいのではないかなと思うような額まで下がっているの、競争性の話は前回のときに2者応札になって変わっていると思うのですけれども、1点だけ、これは一般論的な質問で恐縮なのですが、5ページのGに「CIO補佐官支援業務」とありますね。これは余り見たことがない業務で、何事もなければいいのですけれども、そちらの研究所で万が一サイバーセキュリティー的な問題とかシステムの問題があったときに、補佐官の支援業務をするということは、補佐官の方も余り御存じないのかなとつい思ってしまったのです。支援はよくわからない方がおやりになっている例というのはまだあるのですけれども、補佐官の方はさすがに専門の知識をお持ちなのではないのかなとと思っているのですが、支援業務と書いてあって、これを見るとシステム障害防止策の提案とか、新システム導入の提案とかいろいろ書いてあって、まして技術支援と書いてあるから、これというのは体制的に、あるいは役職の名前としては余りうまくない気がします。

これは、勝手なこちらの印象としてのアドバイスなのですが、今おやりの方が補佐官になれるのかどうかは別の話ではありますけれども、業務の内容についても非常に単純なものなのか、それとも、こういう高度なちょっとした支援までを含めてやるのかというのがミックスされていて、この金額というと応札するほうは相当ちゅうちょするかなというか、わからなくなるという気がしたものですから、ぜひ応札したいと思う方たちの企業の立場になってみたときには一体どちらがメインなのかと。メインはもちろん運用支援のほうだろうとは思いますが、補佐官支援業務がわからなくて、言葉がぐるぐる回るので同じことなのかもしれませんけれども、要するに、どれくらいの専門知識を要求しているかというのがわかりにくいかなと思いました。その辺はどうお考えなのですか。

○山岡部門長 当所ではCIO補佐官は職員が対応してしまして、担当になった者が自己研さんを積んで対応するようになっていきますので、専門的知識という面では、十分ではない部分があるところを助けていただいているという状況にあります。

○井熊副主査 対象になっているシステムは、いつ、どちらの会社が幾らぐらいで構築したのですか。

○山岡部門長 当研究所は、平成13年に独立行政法人になっております。それ以前は国税庁醸造研究所という組織ですが、その時代に構築したシステムになります。

○大山専門委員 でも、リプレースしていますよね。

○山岡部門長 はい。

○大山専門委員 そんなにもたないです。

○中島主任 最初に構築した後に、随時リプレースをかけてはおります。業者の方からもリプレース時期の提案がございましたら、研究所のほうで検討をして、随時リプレースをかけていっているところまでして、リプレースにかかる金額等については確認できておりま

せんので即答ができません。

○井熊副主査 リプレースしている事業者はどこですか。

○中島主任 リプレースしている事業者は、直近であれば、今契約しているUSEさんが先導で外出しの業者のほうを見繕ってもらいまして、それでやっていただいております。

○井熊副主査 それと、今、大山先生が言われたCIO補佐官の補助業務みたいなものは、この業務では余りふさわしくないですね。好きにしてくださいという立場を与えているようなものなので、そここのところの情報遮断はされたほうがいいのではないかなと思います。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

どうぞ。

○小尾専門委員 今の点ですが、例えばCIO補佐官支援業務をやられていて、そうすると、彼らがこういうシステムがいいですよと言った上で、USEがアレンジしてどこかから機器を持ってくるのだとすると、みずからが選定して、みずからが買ってきて納めているように聞こえてしまうのですが、そこはそうなのですか。

○大山専門委員 こちらの調達を見なければいけなくなってしまうのですね。

○中島主任 システム自体は、今、常駐業者の方を基本的にはUSEで調達をしないようにしております。契約とかで縛っている話ではないのですが、基本的に、その業者の方がUSE同士でやると余りよくないということで考えておりまして、実際USEに頼んでいることはないです。

○小尾専門委員 それは、それなりの金額であれば、入札をかけるとかをしてやられているのですか。

○中島主任 金額基準で超えたら、当然入札をかけております。

○小尾専門委員 わかりました。

○井熊副主査 この入札、調達がいかどうかというのは、この調達が独立しているかどうかということが重要だと思うのです。この仕事に独立性がなく、この仕事によっていろいろなところにアドバイスができるとか、情報収集ができるという話であると、これがいかに手続的に公正なものであったとしても、この入札がいかどうかということではなくなってしまうのだと思うのです。

ですので、先ほど申し上げたように補佐官の方はみずからの専門性によって補佐官の立場を全うするのが筋かなというのがありますので、あえてそこに業務を記載するのはどうなのか、ちょっと御検討したほうがいいのではないかなと思います。

○山岡部門長 CIO補佐官支援業務を削除するという点については、少し検討をさせていただきたいと思います。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

○小尾専門委員 記載内容なのですが、通し番号で5ページに、先ほど研究用等PC200台ということをおっしゃっていたのですが、これはイントラネットに未接続のものという、ネットワークにつながっていないとおっしゃっていたと思うのですが、後ろの

ほうの仕様のようなところのインストールソフトとかを見ると、アンチウイルスのソフトとかOfficeも入っているという一般的なPCのように見えて、そうすると、これはネットにつなげることもあるのではないかと。または、パターンファイルとかを更新する場合にネットワークにつなげないのでやっているのですかという疑問が生じるのですが、これは具体的にどういう使い方をされているPCなののでしょうか。通し番号で言うと、68のところインストールされたアプリケーションの一覧が出ていて、5ページのほうには未接続、ネットにはつながっていないという記載があるわけです。

○山岡部門長 研究用等PC200台のうち、一部は一定期間研究所のほうに来る人への貸し出し用PCということで、そちらについてはウイルスソフト等も入れたものがありますが、200台のうちのほとんどは分析機器に接続しているもので、そちらについてはそういうソフトは入っておりません。

○小尾専門委員 少し書き方を変えないと、このまま読むとオフラインのソフトに対して、パターンファイルを一々、一つずつ入れなければいけないのかなとも読み取れるのです。

○山岡部門長 ここは分割して記載します。

○小尾専門委員 何かうまく表現を工夫していただければ。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

どうぞ。

○宮崎専門委員 通し番号26の直近の業務実績状況の記載ですが、可能であればということですが、入札公告までにスケジュールで間に合うようであれば業務繁忙状況につきまして、7月が特に業務が多くなるという記載がございますので、7月の実績がもし書けるようであれば、記載していただいたほうが親切ではないかという気がいたします。

○山岡部門長 記載するようにしたいと思います。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

私から細かい話なのですがすけれども、入札資格のところ、73分の8の4の(8)のところ、過去3年間のうちに規模が同等以上の1年間以上の運用管理作業の実績を有することと書いてあって、これは何となく考え方はわかるのですがすけれども、過去3年間のうち1年間、いわば実務作業に当たってさえいけばいいのか、どこかとの契約でやっているでしょうから、契約を1年間滞りなくちゃんとやったという実績を意味しているのか、もうやっていたらいいのですというのか、極端に言うと、直近の最後の1年間が向こう3年間の契約の初年度であるという場合に、その先でだめになるかもしれないというのも1年間やっていたらいいと読むのか、意味のとりようではいろいろ出てきてしまうのではないかという気がしたのですがすけれども、それはどちらをお望みなのですか。

○山岡部門長 完了していることを。

○石堂主査 そうしたら、それをはっきり書いていただかないとまずい気がいたしました。

それから、今、宮崎委員からも情報の開示のところ指摘がございましたけれども、御説明の中では、障害対応というのは大きいもの、小さいもの、またはどのぐらいの頻度か

というのは非常に気になる部分ではないかなと思うのです。今回、載っている4月から6月にかけては機器障害対応というのはゼロだから、月に何度も起きるものではないのだなという感じはわかるのですけれども、これは業務日誌に書いていないというよりも、研究所さんとして障害があった、なかったという事実くらいは業者任せでなくて、把握しているだろうという気がするのです。せめて年間どのくらい障害があったか、本当は重かったか軽かったかも関係はするのでしょうかけれども、せめて障害がどのくらいの頻度で起きるかというくらいの情報は載せていただかないと、まずいのではないかなと思うのですが、可能ですか。

○中島主任 他年度の分についても、障害だけについてはわかりますので、それについては可能です。

○石堂主査 それは、ぜひこの中で開示してください。

もう一点、73分の7のところ「ニ 達成目標に係る是正措置」ということで、達成目標が指標値に達していないときには支払わないぞという怖い条文があるのですけれども、業者さんに対する支払いというのはどんなタイミングでやっているのか、毎月か、半年に1回か。

○中島主任 毎月です。

○石堂主査 毎月だと、払い月になっても、まだ1週間前に起きたものの返事をもっていないという、返事がきちんと来るまでは払わないというやり方をするということですか。

○中島主任 そのつもりです。

○石堂主査 そうということですね。

○中島主任 はい。

○石堂主査 わかりました。

どうぞ。

○関根副主査 今の支払いの話ですが、これまでもそういう運用をされていたという理解でよろしいでしょうか。実際はなかったのかもしれないのですけれども。

○中島主任 今までは、実際問題がなかったもので、それ自体を検討したことがないです。問題なく進んでいましたので。

○関根副主査 今までのように普通に行っていれば、それほど起きる話ではないという理解でいいですか。

○中島主任 はい。

○石堂主査 月単位で払うというのは、どこかで明示されているのですか。

○関根副主査 請求書を受領してから毎月というのは、そういうことかと。

○石堂主査 わかりました。

ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にないです。

○石堂主査 そういたしますと、幾つか指摘がございまして、本実施要項（案）につきましては、指摘のあった点につきまして引き続き検討していただきまして、実施要項（案）について必要な修正を行った上、事務局を通じて各委員が確認、その上で、議了するという方向をたどりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。あと、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○山岡部門長 どうもありがとうございました。

（（独）酒類総合研究所退室、（国）港湾空港技術研究所入室）

○石堂主査 続きまして、国立研究開発法人港湾空港技術研究所の「情報処理システム運用管理業務」の実施要項（案）について審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）につきまして、国立研究開発法人港湾空港技術研究所企画管理部業務課、永松課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○永松課長補佐 今、御紹介にあずかりました、港湾空港技術研究所企画管理部業務課の永松でございます。どうぞよろしくお願い致します。

本来であれば、うちの課の業務課長が出席して御説明するところですが、きょうは所用がありまして欠席となっております。申しわけありませんけれども、よろしくお願い致します。座って説明させていただきます。

情報処理システム運用管理業務につきましては、平成25年度より市場化テストになっていまして、平成25年度、平成26年度、平成27年度ということで、今年度で終了になります。先般、継続プロセスということになりまして、平成28年度からの契約について、今回実施要項について御審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

まず初めに、内容に入ります前に、前回の平成25年度運用管理業務から、今回の改善点につきましては4点ほど挙げてあります。契約につきましては引き続き4月1日から契約をすること。公示から応札までの期間で51日だったところを60日間に延長しております。引き続き、委託業務開始までの期間を30日程度と見込んでおります。また、1者応札の場合のヒアリングが今までできていない状況で、実施要項の配布をホームページ経由でやっておりました。どこの人がとりに来たかわからなかったというところがありまして、毎年1者応札ということで、ヒアリングが1者しかできなかったということで、次回の契約につきまして、実施要項につきましては手渡しもしくは郵送ということで、興味があった受注者、会社は何者あるかということを事前に把握しまして、もし1者応札の場合はヒアリングをしてなぜ契約をしなかったかということで、1者応札の対応策を次回やるということで、その4点について今回は掲げさせていただいております。

それでは、実施要項について説明させていただきます。こちらの実施要項につきまして、「1 趣旨」がNo. 3、右下にありますページで説明させていただきます。

情報処理システム運用管理業務につきましては、情報処理システムとしましては、当研究所の情報システム、構内LAN等各業務システムにより構成されております。外部通信としましては公共の回線サービスを利用しております。

「(イ) 情報処理システムの構成」としましては、ネットワークに接続しているクライアント数が約400台、機器につきましてはL3スイッチが6台、L2が1台、サーバーが15台、PCが56台、プリンタが8台となっております。

No. 4ページに行きまして「(ウ) 情報処理システムの規模」としましては、利用者数としては150名、クライアント数400台の規模で研究調査用として使用されております。

「イ 対象業務の内容」としましては、システムの運用業務として「① 情報処理システムの運用管理」。こちらのほうはネットワーク機器、サーバー等々の運用管理になっております。それと「② サーバの監視・管理」ということで、サーバー、システムログの監視というものをやっております。「③ ネットワーク運用管理」。こちらのほうはネットワークに関するものの管理です。「④ 共有資源の監視・管理」ということで、共有のファイルサーバーがありますので、こちらのほうの監視と管理を行います。「⑤ ウィルス等の対策」ということで、ウイルス感染もしくは新しいパターンファイルといったものの更新等々の作業です。あと「⑥ 更新プログラムの適用」ということで、こちらのほうはWindowsとか、OS、アプリケーション等の更新の適用業務。

「⑦ データのバックアップ」ということで、サーバー障害時のデータ消失を回避するために定期的にバックアップを行っています。「⑧ リモート管理」ということで、リモートで各サーバー等の管理を行っています。「⑨ ホームページの監視及び更新」ということで、外部ホームページへの不正アクセスだとか、書きかえ等がないかという監視を行っております。「⑩ 機器更新に伴う調整及び支援」ということで、契約期間中に機器等の更新があった場合には、そちらのほうの支援とセッティングの調整という業務です。「⑪ 関係機関との連携業務に関する運用支援」ということで、近くにありますが研究所との連携業務に対する支援。最後の「⑫ 問い合わせ対応（ヘルプデスク）」ということで、こちらのほうの研究所の職員から問い合わせしたものの対応になっております。

No. 6ページ「(2) 確保されるべき対象業務の質」についてですけれども、こちらのものについては「イ 情報処理システムの稼働率」で95%以上を確保してほしいということで、こちらのほうに稼働率の計算式を記載しております。「ウ ヘルプデスク利用者満足度調査結果」ということで、年に1回ヘルプデスクの利用者に対してアンケートをとっています。そちらのほうの基準スコア（75点以上）については「問い合わせから回答までに要した時間」「回答または手順に対する説明の分かりやすさ」「回答または手順に対する結果の正確性」「担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）」というものに対してアンケートをとりまして、その結果、75点以上であるということです。あとは「エ セキュ

リティ上の重大障害件数」がゼロ件であること。「オ 情報システム運用上の重大障害の件数」もゼロ件であること。「カ サーバ内データの定時バックアップ」が毎月100%であること。「キ ウィルス情報の把握」は、ウィルス情報を把握した場合、1時間以内にそのウィルスの詳細を調べる。「この際は、最新ウィルスで、詳細な情報が得られない場合は、その限りではない」と記載しています。あとは「ク ウィルス定義ファイルの更新」になっております。

契約形態としては、業務請負契約ということにしております。

No. 9 ページに行きまして、実施期間、契約期間につきましては、平成28年度4月1日から平成30年3月31日ということで、現在の契約は3年になってはいますが、今回は2年の契約ということで当方としては考えております。2年の契約の理由としましては、今、サーバ類のレンタル期間があと2年残っておりまして、そのレンタル期間中の運用業務ということで考えております。ちょうどハード類が変わるので、その時期に合わせた契約終了ということで考えております。

「4 入札参加資格に関する事項」としましては、我々の契約事務取扱要項に該当しないものであること。あとは国立研究開発法人の理事長からの入札資格停止の措置を受けていないこと。国土交通省の国土技術政策総合研究所副所長からの指名停止を受けていないこと。あとは平成25年度、平成26年度、平成27年度国土交通省競争参加資格の資格を有し、かつ平成28年度、平成29年度、平成30年度の国土交通省競争参加の資格の申請が受理された者。履行証明書を提出して、研究所で審査して合格してあるということを条件として挙げております。

No. 10ページになりますけれども、入札の参加者の募集に関するスケジュールとしましては、ただいま入札公告を12月中旬ごろに行いまして、競争参加資格の確認書類の提出を平成28年1月中旬ごろ、履行証明書の提出を同じく平成28年1月中旬ごろ、それらをやります。最終的に入札の提出期限を平成28年2月中旬ごろにしていまして、開札及び落札者の決定を平成28年2月中旬ごろに予定しております。契約締結としては4月上旬と考えております。

あとは事務的などころになっていまして、No. 12ページになりますけれども、情報開示に関する事項につきましては、開示事項としましては「ア 従来の実施に要した経費」「イ 従来の実施に要した人員」「ウ 従来の実施に要した施設及び設備」「エ 従来の実施における目的の達成の程度」「オ 従来の実施方法等」のところの資料を開示する予定になっております。

その下になりますけれども「(1) 財産の使用」ということで、業務に必要なサーバ室、電気・通信設備等をこちらのほうで無償で提供しています。あとはその他、研究所と協議し、承認された業務に必要な施設、設備等も無償で使用するということを考えております。

あとは標準的などころになりまして、No. 18ページ、評価に関する事項についてなのです

けれども、「(2) 調査項目及び実施方法」については「ア 情報処理システム稼働率」「エ セキュリティ上の重大障害件数」「オ 情報システム運用上の重大障害の件数」「カ サーバ内データの定時バックアップ」「キ ウィルス情報の把握」「ク ウィルス定義ファイルの更新」につきましては、毎月月次報告書を提出いただきまして、それによって内容を精査すると。あと「イ ヘルプデスク利用者のアンケート調査結果」につきましては、年に1回こちらのほうで実施しますので、その結果によって結果を出すという形で考えております。

簡単ですが、入札の実施要項につきましては以上です。

No. 21ページが今度は別紙になりますけれども「従来の実施状況に関する情報の開示」の内容ですが、こちらのほうが平成24年度、平成25年度、平成26年度の費用の経費になります。今まで変更契約をする項目はありませんでしたので、契約金額と支払い金額は同じになっております。毎年1,100万円程度かかっております。平成25年度、平成26年度、平成27年度については、注記事項にありますとおり、3カ年の契約になっています。合計で3,450万円になっております。

「2 従来の実施に要した人員」につきましては、管理技術者（非常駐）が各1名、運用技術者はヘルプデスクで常駐者になりますけれども、こちらのほうも各年度1名ということになります。管理技術者（非常駐）につきましては、下に記載したとおりの資格を持っている者、運用管理技術者、ヘルプデスクにつきましては、一応5年以上の実績、実務経験を有する者、あとは資格を有する者ということで、こちらについては5年以上の実務経験を条件として出しております。

No. 22ページになりますけれども、こちらのほうがシステムの運用業務の実績になりますが、こちらのシステム運用業務の日付は毎日、土日、祝日・祭日を除く日数になります。問い合わせ件数につきましてはそれぞれ約900件と、平成26年度については650件と少なくなっています。問い合わせ内容につきましては「①作業依頼（システム管理課）」ということで私のほうからの作業依頼と、あとは「②障害対応（操作による不具合）」「③質問等（操作方法等）」「④打合せ（情報システムに関する補助）」です。ほかのシステムの導入だとか、いろいろなところのそういった打ち合わせをやっております。①の私のほうからの指示事項が平成24年度、平成25年度については約60%、平成26年度については75%が私のほうからの業務指示事項になります。これはユーザーの追加だとか、あとは内閣サイバーセキュリティセンターからの情報で不審メールとか、不正プログラム等の情報がありますので、それらに関しての指示等になります。

「3 従来の実施に要した施設及び設備」につきましては、実際に作業するところは受配電施設というものが別棟であります。こちらのほうにサーバー室がありまして一緒に詰所もあります。そこに常駐させていますので、そちらのほうの施設、あとは研究所のほうからPCだとか、プリンタ、スキャナー、OAデスク等のものを貸与しております。

「4 従来の実施における目的の達成の程度」につきましては、記載のとおりになって

いまして、目標を全部クリアしております。平成24年度につきましては民間競争入札の対象ではなかったもので、利用満足度調査をやっていませんので実績がありません。

「5 従来の実施方法等」としまして、業務フロー図と組織図を次のページから別紙3、別紙4に記載しております。

別紙2がNo.25ページにありますけれども、こちらは「情報システムのヘルプデスクに関する利用満足度調査」の票になっております。

No.27ページ以降が業務フロー、No.31ページに組織図、No.33ページ以降が調達仕様書になっています。No.38になりますが、こちらに運用技術者の資格と管理技術者の資格を記載しております。こちらの資格を有する者と、運用技術者につきましては5年の実績と考えています。

No.41ページが簡単ではありますが情報システムの構成図、我々の研究本館にあるものと、あとは受配電施設が常駐するところであります。サーバー室があるところになりますけれども、ここに主にサーバーとかネットワーク機器を設置しております。

No.43が運用管理業務の詳細な内容になっております。

No.49ページ、こちらが「履行証明書項目一覧」となりまして、これは契約時に出してきます項目のものになっていまして、こちらに対して資料を提出していただいて、それを適当か、不相当かということを経営の審査委員会で協議しまして、適当か、不相当かというのを決定して落札者のほうに連絡する形になっています。

No.59ページ以降は、当初の契約事務取扱細則を添付しております。

簡単でありますけれども、以上が実施要項の御説明になります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○早津専門委員 御説明ありがとうございます。

何点か教えていただきたいのですけれども、これは入札説明会を実施しないのですか。

○永松課長補佐 実施していません。

○早津専門委員 質問の受け付けというのはあるのですか。

○永松課長補佐 質問の受け付けはあります。

○早津専門委員 それはどこかに載っているのですか。

○永松課長補佐 入札説明書です。

○早津専門委員 入札説明書には載っているのですか。

○永松課長補佐 はい。入札公告時に、入札実施要項と一緒に入札説明書というものを配布します。入札説明書については、ネット上からダウンロードさせるようにはしませんけれども、こちらの要項については手渡しもしくは郵送で興味ある者を把握したいと思っています。

○早津専門委員 入札説明書には、質問はこうやって受け付けていますと書いてあるのですか。

○永松課長補佐 はい。

○早津専門委員 わかりました。

あとは、もう一点教えてほしいのですけれども、通し番号8ページの先ほど御説明いただいた、確保されるべき質を下回った場合に1%を乗じた金額を1カ月ごとに支払う業務量から減額するとあるのですけれども、これは契約書を見れば詳細が書いてあるのですか。

○永松課長補佐 一応、実施要項自体も契約書類の一部になりますので、契約書と言われるものはちょっと確認しないと。

○早津専門委員 減額される期間というのは、これを下回った期間中ということなのか。

○永松課長補佐 期間というか、毎月判断していきますので、その月の減額ということですよ。

○早津専門委員 この対象の質に関する稼働率が基準を下回った場合というのは、稼働率が基準を下回ったという調査をするのは決まった時期に。

○永松課長補佐 毎月報告をしていただきますので、そちらのほうに記載して、当然私たちも毎日監視はしていますので。

○早津専門委員 それで、仮に下回った場合には具体的にどの期間で1%減額されるのですか。

○永松課長補佐 当該月だけになります。

○早津専門委員 そうであれば、「当該月だけ」と書いたほうがいいのか。もうちょっと詳細なものがあればいいのでしょうかけれども、減額という明確なペナルティーの割には、これを読んだだけで、一体いつを基準にどういう判断がされて、その1%減額がどのぐらい続くのかというのが読み取れないなと思ったのです。

○永松課長補佐 わかりました。

そこら辺のところは、契約書をもう一回確認しまして、契約書に記載しているのか、していなければこちらの方に記載するということにします。

○早津専門委員 これは稼働率ということで、満足度調査とはまた別のものということですね。

○永松課長補佐 別のものです。

○早津専門委員 あともう一つ、満足度調査というのは何かに反映するのですか。これですと結果は参考程度なのですか。先ほどあった通し番号25の満足度調査をスコアにして、この基準が75点以上を維持されないとどうかなるのですか。

○永松課長補佐 済みません、戻りまして調査します。今まで1回もなかったものですから、ちょっと対応が。

○早津専門委員 何となく私も満足度調査は見たことがあるのですけれども、はっきりと

覚えていないのですが、こういうざっくりした感じのものが多いのですか。つくった方は何かを参考にしてつくられているのですか。例えば、この満足度調査の結果のスコアの基準が75点以上と割と細かく載っているのですが、これが中に反映されるものなのだとしたら「普通」「やや不満」というときに、例えばこれは「普通」が60点となっているのですけれども、「普通」だと満足度スコアを満たさないことになってしまうのですね。

○永松課長補佐 そうですね。

○早津専門委員 そうすると、これをつけた人が正当な評価の結果、これをつけているかどうかというのを担保するために、例えばその基準点以下のものであれば理由を付すとかしないと、何がだめでそのスコアを下回ったというのが後で精査できないのではないかと。ただのアンケートならいいのしょうけれども、基準の点数まで振ってあるので、きっと何か後で使う前提なのかと思ったのですけれども、その点、いいですか。

○永松課長補佐 これもまた調べて回答いたします。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

どうぞ。

○小尾専門委員 今回の役務の範囲、機器の範囲が不明確な気がしていて、通し番号の42ページの部分については、端末装置、所内のPC46台とかデスクトップ8台と書かれているわけですが、それ以外にクライアント400台という記載があって、実際に機器そのものの管理を委託する部分は五十何台なのかもしれないのですが、ネットワークに接続されているのはこの400台も含んでいるわけですね。

○永松課長補佐 はい。

○小尾専門委員 そうすると、業務で言うと、情報処理システムの運用管理という部分については、多分五十何台のクライアントのみというのが対象なのかなとも見えるのですが、例えばセキュリティーの部分でウイルス等の対策については、本当に五十何台だけでいいのですかと。400台はそもそもウイルス対策をしなくていいのかとか、もしウイルスに感染した場合の対応というのはとらなくていいのですかみたいなことが、この仕様書上、読み取れない気がしていて、そこはどのような予定なのでしょう。

○永松課長補佐 おっしゃられるとおり、私のほうで管理しているのが41ページのハード部分の機械になっていまして、そのほかにも研究者のほうでクライアントパソコンを準備しているところについては、ハード的なところは一切面倒を見ていなくて、接続に関する設定、当然ユーザーのIDの設定だとかは400台というところと、OS更新プログラムの更新の情報を流したりだとか、あとはウイルスパターンファイルの更新を流したりというのは400台分になります。そこら辺は明記されていないところが確かにありますので、どこかにそういったものを明記して、No. 3の一番下にあるPCの台数と、No. 4の上にあるクライアントの台数の整合がとれていないというところがありますので、そこら辺についてはもうちょっとわかりやすく明記するようにしたいと思います。

○小尾専門委員 あと、そうだとすると、情報システムの運用管理について、何かトラブ

ルがあった場合はこうなさいというのが書かれているのです。ですから、例えば中央で持っている情報システムのところに、クライアントに何らかのウイルスが感染した場合には、障害対応というものに含まれる気がするのです。ただ、その400台にウイルスが入った場合にどうするかというのもここでは余り明記されていない。つまり、ウイルス対策のところは不正プログラムの侵入を防ぐための適切な措置を講じなさいとか、監視をしなさいとか、もし感染したウイルスがあったら、そのウイルスを特定しなさいというのが書かれているのですが、それでいいのですかという話です。その後、例えば隔離しなさいとか、対策をとるとか、400台について何らかの積極的な関与をこの業者さんはしなくていいのかというのが、このままだとしなくていいように見える。ですので、それで本当にいいのですかというのは、もしそうではなくて、業者にちゃんとその部分にも対応してほしいというのであれば、そういうこともちゃんと記載しておかないと、契約書にないからやらないよと言われてしまうかもしれない。

○永松課長補佐 我々の思っているところは後者のほうで、400台も含めてというところにありますので、そこら辺はちゃんと見る人がわかりやすくなる形で記載を変更するようにしたいと思います。

○石堂主査 はい。

○井熊副主査 この現状のシステムをいつ、誰が、幾らぐらいでつくったのかというのを教えていただけますか。

○永松課長補佐 ハードとOS関係の構築につきましては、今ハードをJECCさんから全部レンタルしてしまっていて、契約時にはハードの導入とOSの設定、基本ソフトの設定までは全てレンタル企業さんのほうで一緒に契約をしております。実際に手をかけるのはどこかといいますと、JECCさんのほうがNECさんに頼んで、その中でやってもらっているということになっています。

そのほかで持っているシステム、個々の旅費のシステムとか委員会システムなのですが、それは別途を契約して、そこは別途専門の会社のほうで全部構築してもらっているということになります。あとは、メールシステムだとか基幹システムに関しては、全部レンタル会社のほうにそういう設定まで含めた形で発注をかけております。

○井熊副主査 これは、ほかの企業さんはほとんど関心を示さない感じなのですか。

○永松課長補佐 今までもずっと1者応札で来ていますので、その部分はまだ入ったところがないのでなかなかわからないところがあります。大々的にコマーシャルをするわけにもいきませんので、そこら辺の状況はわからない状況です。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

私から、No. 9の入札資格者のところで妙に気になるのですけれども、(1)は法律ですね。(2)(3)あたりは研究所の内規なり、研究所の理事長からという措置になっているのですね。そうすると、過去に研究所と1回も契約関係を結んだことがない人は、この部分は全く関係しようがないのですね。

○永松課長補佐 そうですね。

○石堂主査 ここが、それを意味しているのか、何となくそもそも過去に研究所と契約した者しか入ってこないのだということを前提にするから、こういう書き方になっているのか。

○永松課長補佐 その部分と（４）というのが、国土交通省の同じ敷地内にあるのですけれども、要は国が指名停止をかけると、その中で付随するもので国土技術政策総合研究所のほうも指名停止をかけることがありますので、要は国の機関でも指名停止がかかったものほうにも入れませんということで、この（４）をつけ加えています。

○石堂主査 そうすると、（４）があれば（３）は要らないということですか。

○松瀬課長補佐 そこについては、基本的に港湾空港技術研究所が契約した中で、何かふぐあいがあったものについてはうちが指名停止をかけますので、その業者はうちには入ってこられない。（４）として、隣接している国土技術政策総合研究所さんは、国の基準に基づいて指名をかけるのですけれども、隣接しているということもあって、そこで指名をかけたものについては、うちもそれを適用しましょうということで２つ。

○石堂主査 私は素人ですけれども、そんなに特殊なシステム云々の話ではないわけだから、国土交通省関連のシステムで失敗したらどうかということに限定するというのは、逆に網から抜けてしまうものがないかと。

○松瀬課長補佐 これは応募する段階で、指名停止がかかっているとだめですよ。

○石堂主査 だから、国土交通省が指名停止したかどうかということだけでひっかけようと思っても、ひっかからないものが出てきてしまうのではないですかという意味なのです。ほかの省庁が指名停止をかけた業者は入ってこられる。何となくそういう見方をしていくと、この実施要項そのものが、ここの研究なり国交省の仕事をした業者しか入ってこないことを前提に書いているから、こういう形になるのではないのと、それはまずいのではないのという気がするのです。

○新田参事官 ちょっと補足させていただきますと、指名停止の処分というのは指名に参加することができないということであって、現に国交省の仕事をしている、していないは関係ないのです。例えば不正事案があって、公取のほうでひっかかったところとか、あるいは入札の際に何か不正なことをやったことがあって、それが新聞などで報道されたとか、そういう場合に国として、国交省としてここの業者は不正があったので、今後数カ月の間、あるいは半年の間、うちは対象としませんよと。

○石堂主査 国交省と契約している、していないにかかわらず。

○新田参事官 かかわらず、指名停止の処理はあります。

○石堂主査 それだといいいのかな。

○新田参事官 ですから、入札対象の役務の資格を有しているということで、参加資格があるということのリストに入っているのだけれども、一定の期間だけでここは指名停止しますという扱いです。

○石堂主査 そのときに国交省は指名停止するけれども、ほかの省庁はしないということも十分あり得る。

○新田参事官 それはケース・バイ・ケースで、重大な事案であるとほかの省庁のケースであっても参考する場合があります。例えば先ほどの公取にひっかかったという場合は、ほかの省庁のものであってもひっかかる場合があります。

○石堂主査 自分で聞きながらあれですけども、そうすると、要するにここに書いているのは、どういう業者をとめようという意図で書いているのかなということなのですね。ここに書かれている個々のものはわかるのですけれども、私が最初に読んだときに、国交省なり研究所と今まで契約していない人間はどんなに悪いことをやっても、これではひっかからなくなってしまうのではないかという危惧を持ったのです。

逆に言うと、これは先ほど言いましたけれども、前にうちとつき合ったことがあるところしか入ってこられないということを前提にしているから、こういう書き方になるのではないかと思ってしまったわけなのです。要するに、研究所さんがどうされたいのですかということですから、その上で、もし変更の理由があれば直していただければと思います。

○永松課長補佐 わかりました。

○宮崎専門委員 1点ですが、通し番号の15番の最後のキの（ウ）というところで、当研究所の組織変更や人員増減に伴う業務量に変動が生じた場合には、契約変更を協議の上することができるとの記載がありまして、私の記憶では、港湾空港技術研究所さんが平成28年度以降に海上安全技術研究所ですか、他の独立行政法人と統合する予定になっているかと思うのですが、実際、この調達は統合に関する組織の変更ですとか人員の増減、対象の機材の増減というのが現状は見込まれているのか、あるいはそれがあつたとしても、特段の変更はない予定なのかということをご考へなのかということと、もしそこで大幅に機材の対象が変わる可能性があるのであれば、過去の実績情報だけを開示しても参考にならないものがありますので、組織統合の予定があるということを例えば通し番号21あたりに記載いただくとか、一定の対応が必要ではないかと思います。実際のところ、これは横須賀だけで完了する話の御予定なのかということはどうなのでしょう。

○永松課長補佐 これは、うちと電子航法研究所、海上技術安全研究所の3研究所の統合が平成28年度、来年4月に待っていますけれども、ちょうど調整をしまして、当面はそれぞれの今レンタルしている機器等が統合後も残っているというところで、今の調整の中ではそのまま維持しましょうと。我々のほうも平成30年3月31日までに機器等は契約になっていますので、そのまま変更する予定は今のところございません。

人員等の増減につきましては、我々も組織がどうなるかわかりません。大幅に変更はないというのはお聞きしていますので、現状で大きく変更があるということは想定しておりません。

○石堂主査 どうぞ。

○関根副主査 No. 6からNo. 7の「(2) 確保されるべき対象業務の質」に関連して2点

お伺いしたいのですけれども。第1点目は、こちらの項目とは別にNo.23に「4 従来の実施における目的の達成の程度」という項目がありますが、No.6から7にある項目でNo.23にない項目もあります。それは今回新たに設けたものかどうかという点です。

第2点目は、No.8の支払いのところで記述です。イで請求書を受理して毎月払うということが書かれていますが、その中の2段落目で「確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合」には、業務改善報告書を提出するものとされていますが、その読み方がよくわからなかったので教えていただきたいと思っています。すなわち、請求書を受理して支払う前に確認したところ「確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合」を想定しているというのは、その時点で、物にもよるのかもしれないのですけれども、毎月達成されているかどうかを確認するという理解でいいのかということです。もしそうだとすると、先ほど話題になったヘルプデスクの満足度調査結果などは毎月行うわけではないのでしょうから、行ったときということになるのかということを確認したい。

また、改善報告書を提出することになった場合、「業務改善報告の提出から2か月の範囲で」の「2か月の範囲で」というのは、何を意味しているのかわかりづらいので教えていただきたい。「業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、当研究所は業務料の支払いを行わないことができる」となっていますが、実際に達成するかどうかは次の月にならないとわからないので、これだったら改善できそうだということかと思ったのですが、そうすると、この「2か月の範囲で」というのが、どういう関係にあるのかを教えていただきたいと思います。

○永松課長補佐 まず、6、7に記載してあります「確保されるべき対象業務の質」というのは前回と変えていませんで、23ページのほうが欠落している形になりますので、こちらのほうは同じように項目を追記するようにします。

あと、契約形態のところで「2か月の範囲で」というところは、当然改善報告が出て、その次の月を見ても改善されていないかわからないというところで、2カ月という範囲というか、要は2カ月間見て、改善されているかどうかを見ますというところで、2カ月という月数を設定させていただいております。

○関根副主査 ちょっと気になったのは、達成可能と認められるまで払わないことができるとなると、そこまで見ないというわからないからと、支払を簡単にとめるのかとも読めてしまう点です。多分そういう趣旨ではないのかと思っています。

あと、先ほどの欠落している部分についても、恐らくこれらは今までずっと達成されていたのだと思いますので、それほど無理な目標ではないというニュアンスをもう少し出たほうがいいかなと思ったので、少々細かいのですけれども、その点を御留意いただければと思います。

○永松課長補佐 わかりました。

○石堂主査 どうぞ。

○大山専門委員 No. 5のところにある「⑧ リモート管理」と書いてあることなのかもしれませんが、この意味がよくわからないので、本文を見たら少し詳しく書いてあるかなと思ったら同じ文章しかなくて、「管理対象機器は」というところの管理対象機器とは、具体的に例えば後ろのほうのページで言うと、どこに当たるのでしょうか。

○永松課長補佐 No. 41ページの別紙1です。

○大山専門委員 42ページにも書いてあるけれども、これがリモートの管理をしなければいけない機器ということですか。

○永松課長補佐 リモート管理というのは、具体的にこれを目標として記載しているものはサーバーの管理になるのですが、サーバーの管理はサーバー台数分だけコンソールが全部あって、サーバー室に入ってコンソールをたたくことになるのですが、それを執務室の側からリモートで直接サーバーにアクセスして管理ができますよということで、そういった書き方をさせていただいております。

○大山専門委員 そうすると、リモート対象機器というのはサーバーのことを言っているのですか。

○永松課長補佐 サーバーです。

○大山専門委員 そういうことですか。「必要な機器、ソフトウェアの設定を行い」というのは、受託する人が設定をするということですか。

○永松課長補佐 そうです。OSだとかの設定変更というか、もろもろ設定されているのは設定の変更だとか、追記といったことをイメージしております。

○大山専門委員 でも、物によっては設定変更しようが何をしようが、セキュリティ上の問題が発生しないようにできない場合がありますよね。だから、これを保証しろと言われた時に、これはどうやればいいのかというのが全然頭の中で答えが出ないのです。要するに、与えられている機器と与えられている環境でこれをやれということですね。

○永松課長補佐 そうです。

○大山専門委員 そこはどういうふうに。前のページのNo. 4の⑤を見ると「ウィルス等の対策」と書いてあって、これも入手して通知を行うと書いてあるのだけれども、きっとここまでならできますね。

○永松課長補佐 はい。

○大山専門委員 でも、その後のものを見ると常時監視するとともに、スパムメール云々の侵入を防ぐと書いてあって、これは防ぐといたって無理だと思うのです。入ってしまうものは入ってしまうので、それこそ今回のいろいろな話題になっている標的型のものなんかもそうだと思うのですが、これはメールで来たら入りますよね。それも排除しようというのはすごく新しい技術になっていて、これを見ていると、とてもではないけれどもまともに読むと怖くて、私には新しい業者が入ってくると思えないのです。金額的にも相当安いし、その辺はどういうふうにお考えになっているのかなというのは、これは過度な要求をしているというか、現実的にはできない要求までしてしまっていないかなとい

うのを心配するのですけれども、いかがですか。これは多分答えが今はまだないのです。NISCに聞いてもきつとないのです。

○永松課長補佐 要は、記載しているところは、我々がイメージしているところがなかなか伝わっていない。

○大山専門委員 ということは、ほかの人は怖くて手を挙げないのです。

○永松課長補佐 そこら辺のところはもうちょっと具体的に、もう少しわかりやすく⑤と⑧については文章の変更等の対応をとりたいと思います。

○大山専門委員 今回の話も継続になっているのは、何とか1者応札を云々という話もあることなので、その観点から見ると、よほどのところではないと手を挙げてこないと思ってしまうので、ぜひそこはお考えいただく必要があるかな。逆の言い方をすると、こちらは別の心配になるのだけれども、情報がどこかに出ていってしまったら困るような話というのはそちらもかなりあるのでしょうか。

○永松課長補佐 当然あります。

○大山専門委員 だとすると、そこに対する話はここの範囲で全部限定して、これは何年間でしたか。今度は3年間ですか。

○永松課長補佐 2年間です。

○大山専門委員 その間に何かあったときは免責にするとかはやるのですか。知られていない新種が出たらとか。

○永松課長補佐 あくまでも、既存のものに対するセキュリティー対策はいろいろしていますので、ただ、新種のものについては常時NISCさんから情報が入ってくるので、こういった情報があるのでこういう対策をなささいという情報が流れますので、そこまでのところだけしか我々もちょっと。

○大山専門委員 もうおわかりだと思うのですけれども、対策しろといっても、この与えられた範囲ではできないというのが出てくる可能性が十分あるので、そのところはもともとおたくの問題だけではなくて、一般論としても考えなければいけないのですけれども、その辺はこの時期なので知っている人たちから見ると、これは結構ハードルが高いなと思ってしまうのではないかなと。

○永松課長補佐 それは、ちょっと記載方法を考えます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局、何かございますか。

○事務局 大丈夫です。

○石堂主査 それでは、幾つか指摘事項もございました。本実施要項（案）につきましては本日の審議を踏まえ、前回評価のときにも結局1者応札をどう克服するかというのが中心課題でしたので、その辺をよく御勘案の上、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通じて各委員が確認した上で、議了とするという方向でいきたいと思えます。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問、確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○永松課長補佐 どうもありがとうございました。

((国) 港湾空港技術研究所退室)